

令和3年12月27日11時45分
資料配布 近畿地方整備局
滋賀国道事務所

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、国道8号滋賀県長浜市木之本町(木之本交差点)～国道8号道の駅竜王かがみの里(滋賀県蒲生郡竜王町鏡)を区間指定します。

大雪による雪害対策のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を指定します。

記

路線名	指定する区間
国道8号	滋賀県長浜市木之本町(木之本交差点)～道の駅竜王かがみの里(滋賀県蒲生郡竜王町鏡)

<取扱い>

<配布場所>

滋賀県政記者クラブ

<問合せ先>

近畿地方整備局 滋賀国道事務所 電話 077-523-1741(代)

副所長(管理) 東岡 正樹 (内線205)

管理第二課長 宮本 厚 (内線413)

【位置図】 国道8号 災害対策基本法 適用区間



国土交通省
滋賀国道事務所

